



JASWHS 公益社団法人 日本医療社会福祉協会
Japanese Association of Social Workers in Health Services

「医療機関における身寄りがない人への支援」 ～MSWの取組～

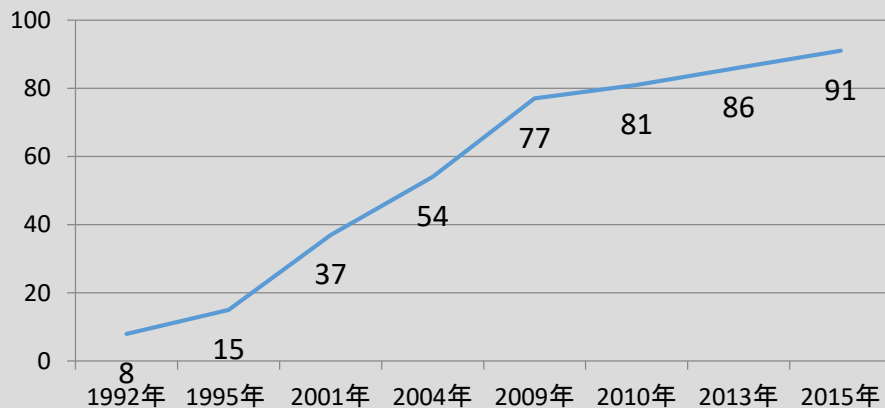
医療ソーシャルワーカーについて

医療ソーシャルワーカーとは

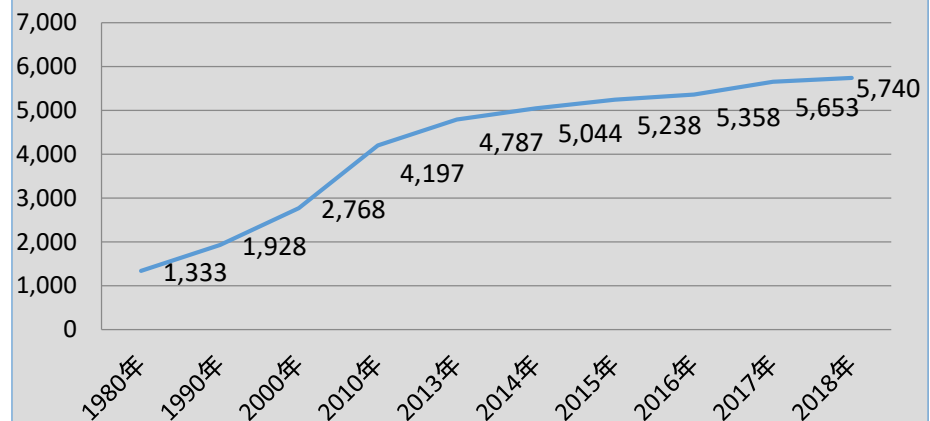
保健医療機関において、社会福祉の立場から患者さんやその家族の方々の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行います。

1. 療養中の心理的・社会的問題の解決、調整援助
2. 退院援助
3. 社会復帰援助
4. 受診・受療援助
5. 経済的問題の解決、調整援助
6. 地域活動

社会福祉士資格取得状況(%)



会員数 推移



当会について

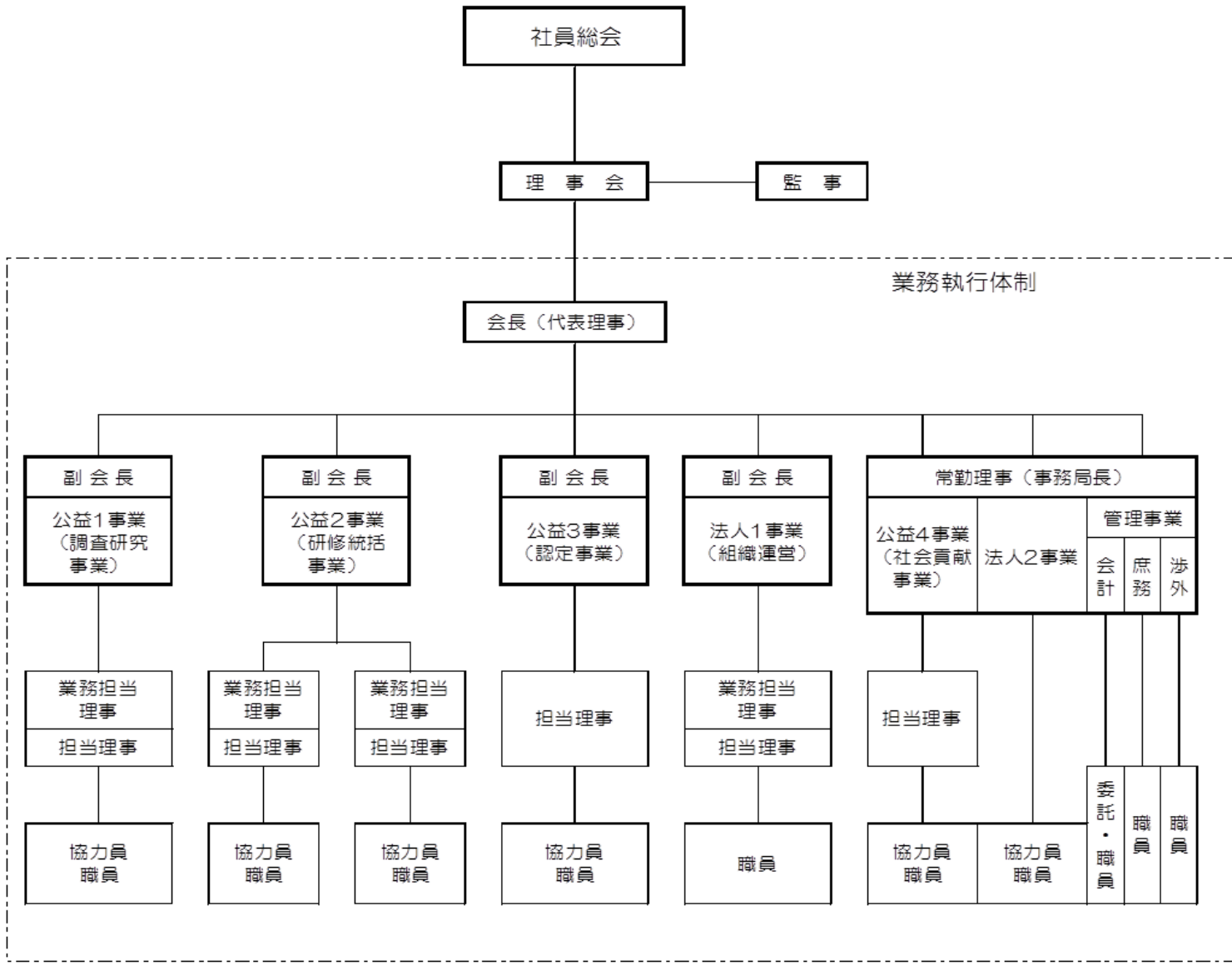
昭和23年にGHQの指示により保健所に医療社会事業（医療ソーシャルワーク）が導入され、厚生省により「医療社会事業従事者講習会」が開催された。その受講終了者たちが自身の専門性の向上を目指して設立された。

昭和39年 社団法人認可

平成23年 公益社団法人認可

- ・医療機関、特に病院での退院支援業務や医療費相談を含む「医療ソーシャルワーカー業務指針」に基づく社会福祉相談の普及に向けた活動（診療報酬改定に向けた調査研究、研修、社会貢献事業等）を会員からの会費収入で行っている。
- ・石巻市から委託を受けての仮設住宅等住民への「社会福祉士等相談支援事業」（委託事業：28年度終了）及び「自立困難世帯への自立支援事業」（委託事業）の実施
- ・平成28年熊本地震 被災者に対する避難所での生活再建相談や益城町避難所対策チームでの医療ソーシャルワーカー業務支援を寄付金や会費で行った。

協会の組織





JASWHS 公益社団法人 日本医療社会福祉協会
Japanese Association of Social Workers in Health Services

日本医療社会福祉協会 社会貢献部
平成30年4月1日発行

「身元保証が無い方の入退院支援
ガイドブック」

身元保証がない方の 入退院支援ガイドブック

公益社団法人 日本医療社会福祉協会 社会貢献部身元保証担当チーム 編



社会福祉法人 赤い羽根福祉基金



中央共同募金会 平成29年度「赤い羽根福祉基金」助成事業

実態調査の動き(日本ライフ協会 破綻後)

(公社)日本医療社会福祉協会へ身寄りのない方の入院などについて取材申し込みが相次ぐ

医療ソーシャルワーカーとしての実態調査の必要性を認識。

平成29年4月 全国の会員所属医療機関及び介護老人保健施設協会を調査対象として
「入院患者の金銭管理等実態調査」実施

調査結果について

n= 700

Swが係った入院患者で「身元保証」の無い患者は入院していたか？

58.6%の医療機関で入院していた

58.6%の方にどのような支援をしたか

医療保険加入や生活保護申請手続きを
78.3%実施している

成年後見制度の活用
75.1%実施している

身元保証できる人の搜索
71.7%実施している

退院先で必要な手続き等の代行
71.3%実施している

金銭や所持品の管理
57.6%実施している

お亡くなりになられた後の葬儀手配
57.0%実施している

「身元保証」の無い患者への具体的にどのような支援をしているか？

身寄りがない人とソーシャルワーカーの関わり

親、兄弟などの近親者がいない状態

関係者を含めて支援のチーム作り

家族等からの権利侵害により家族等から分離等の必要性のある人

関係機関と協議の上、面会の範囲や急変時の対応などを事前に協議し、家族等の関わりの範囲を関係者で共有する

家族や血縁者の所在が不明で、連絡をとっていない状態にある人

本人の意向を確認の上で家族等の連絡先や所在探しを行う

本人の意向で家族と連絡をとることを拒む人

診療や治療の段階によって、本人の意向・意思確認（急変時や死亡時等の連絡等）

家族等はあるが、その家族が本人の意思推定や代弁する状態にない人

家族等が可能な限り意思決定に参加できるよう支援

医療ソーシャルワーカーはこの問題にどのようにかかわってきたか

①緊急の連絡先に関すること

- 本人の意思・意向を確認の上で親族を探し
- 家族の支援が得られ状況にある人の家族連絡の範囲や制限についての調整や関係機関との協議
- 必要な連絡内容を整理した上で親族、知人等へ可能な範囲で分担していただく
- 生活保護申請時の調査内容を確認
- 既に本人と係りのある人や機関との調整

③入院中に必要な物品の準備に関すること

- 緊急・一時的な必要物品の買い物
- 有償のボランティア団体利用の為の調整
- 物品準備の為の本人外出への同行や同行者の調整

⑤退院支援に関すること

- 入院前の生活についてアセスメント
- 本人の意思・意向の聞き取りと意思決定支援
- 関わりのある専門職や関係者等との調整
- 新たな住まいの確保や住まいの環境調整
- 本人をサポートするチーム作り

②入院計画書に関すること

- 本人の意思・意向を確認の上、説明時の同席者の調整
- 成年後見人等と説明時の調整
- 説明時の同席と本人の理解や受け止めを確認の上で意思決定を支援又は意思を推定できる人への意思決定支援への参加の促し

④入院費等に関すること

- 保険加入や保険料納付の支援
- 限度額適用認定証発行の為の支援
- 本人の意思・意向を確認の上、手持ち金の出納を支援するため、本人と係りのある人等との調整
- 本人へのアセスメントを行い、生活保護申請や生活困窮者支援の申請について支援
- 日常的な金銭管理の方法について、必要なサービス等利用を支援

⑥(死亡時の)遺体・遺品の引き取り、葬儀等に関すること

- 死亡届出人の調整
- 遺体、遺品について市町村や葬儀社との連絡
- 成年後見人等との協議や連絡
- 死亡退院時の病院内対応についての院内調整
- 親族や関係者等の死亡時立ち合い等の調整

医療ソーシャルワーカーと成年後見制度等との関わりについて

申し立てに関連すること

- 判断能力が不十分であり、成年後見制度等の申し立てが必要な場合に、本人住所地の包括支援センターや市町村の障害福祉担当への相談
- 「市町村長申し立て」について、本人住所地の包括支援センターや市町村の障害福祉担当への相談
- 成年後見制度における診断書作成時の「本人情報シート」の作成(下記参照)

入院中に必要なこと

- 成年後見人等と入院中に必要な身上監護や事実行為等に関する協議
- 治療等に関連した意思決定について、成年後見人等を含めた多職種や関係者との協働
- 退院に向けた支援において、本人等の意向を確認の上、成年後見人等を含めた支援
- 家族の面会制限等が必要な場合の協議
- 成年後見人等確認ための「登記事項証明書」の確認
- 死亡後の事務についての協議

福祉関係者の作成する「本人情報シート」の作成

職務上の立場から、本人の生活全般について福祉面で支援している福祉関係者が作成

- 医師の診断の補助資料
- 裁判所の審判の資料
- 後見等の手続開始前: 中核機関における支援内容の検討資料
- 後見等の手続開始後: 後見人を含むチームでの方針検討や見直しの資料

本人情報シート (成年後見制度用)

※ この票は、本人の判断能力等に關して医師が診断を行う際の補助資料として活用するともに、家庭裁判所における審判のために提出していただくことを想定しています。
※ この票は、本人を支援する関係者の方法によって作成されることを想定しています。
※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せができることがあります。

作成日: 年 月 日

氏名: _____ 印 _____
 生年月日: 年 月 日 職業(資格): _____
 連絡先: _____
 本人との関係: _____

1. 本人の生活場所について
 自宅 (自宅での福祉サービスの利用 あり なし)
 施設・病院
 → 施設・病院の名称 _____
 住所 _____

2. 福祉に関する認定の有無等について
 介護認定 (認定日: 年 月) 要介護種 (1・2・3・4・5)
 障害認定区分 (認定日: 年 月)
 区分 (1・2・3・4・5・6) 赤貧該当 (判定) _____
 障害手帳・愛の手帳など (手帳の名称) _____ (判定) _____
 精神障害者保健福祉手帳 (1・2・3 級)

3. 本人の日常・社会生活の状況について
 (1) 身体機能・生活機能について
 支援の必要はない 一部について支援が必要 全面的に支援が必要
 (今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等) _____

(2) 認知機能について
 目によって変動することがあるか: あり なし
 (※ ありの場合は、良い状態を全項目以下のアからエまでチェックしてください。その順序は問いません。)
 ア 日常的な行為に関する意思の伝達について
 意思を伝達して伝達できる 伝達できない場合がある
 ほらんに伝達できない できない
 イ 日常的な行為に関する理解について
 理解できる 理解できない場合がある
 ほらんに理解できない 理解できない
 ウ 日常的な行為に関する協力的な応答について
 協力的である 協力的でない場合がある
 ほらんに協力的でない 協力的でない

1/2

エ 本人が家族等を認識できているかについて
 正しく認識している 認識できていないことがある
 ほらんと認識できていない 認識できていない

(3) 日常・生活上の支援となる精神・行動障害について
 支援となる行動はない 支援となる行動はほとんどない
 支援となる行動はときどきある 支援となる行動がある
 (精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等) _____

(4) 社会・地域との交流関係について
 週1回以上 月1回以上 月1回未満

(5) 日常の意思決定について
 できる 特別な場合を除いてできる 日常的に困難 できない

(6) 金融の管理について
 本人が管理している 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
 親族又は第三者が管理している
 (支援・管理を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等) _____

4. 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・生活上の課題
 (※ 課題については、欄に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

5. 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをするに際しての本人の認識
 申立てをすることを認識しており、届出している
 申立てをすることを認識しているが、届出できていない
 申立てをすることを認識しておらず、知らない
 その他
 (上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等) _____

6. 本人にとって望ましいと考えられる日常・生活上の課題への対応策
 (※ 望ましいがあれば記載してください。)

2/2

人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン

(厚生労働省改訂 平成30年3月)

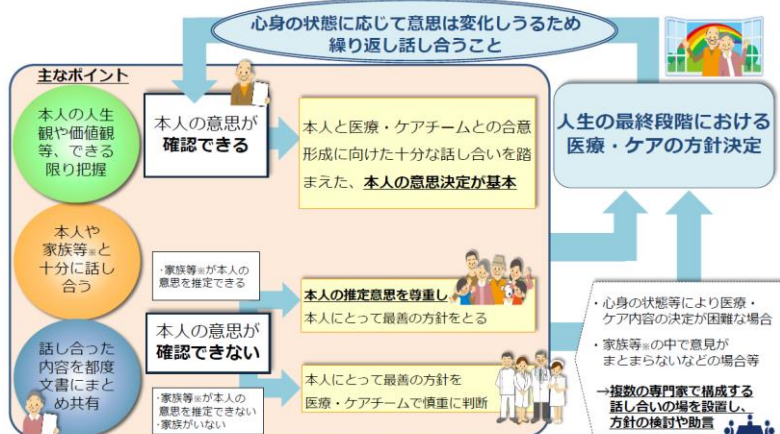
1 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

① **医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明**がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多専門職種**の医療・介護従事者**から構成される**医療・ケアチームと十分な話し合い**を行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めることが最も重要な原則である。

また、本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が医療・ケアチームにより行われ、本人との話し合いが繰り返し行われることが重要である。さらに、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、**家族等の信頼できる者も含めて**、本人との話し合いが繰り返し行われることが重要である。この話し合いに先立ち、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことも重要である。

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」
における意思決定支援や方針決定の流れ（イメージ図）（平成30年版）

人生の最終段階における医療・ケアについては、医師等の医療従事者から本人・家族等へ適切な情報の提供と説明がなされた上で、介護従事者を含む多専門職種からなる医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人の意思決定を基本として進めること。



本人や
家族等※と
十分に話し
合う

※家族等には広い
範囲の人(親しい
友人等)を含み、
複数人存在するこ
とも考えられる。

調査結果について

n= 700

入院患者に対する金銭管理業務に対して院内規定を設けているか

64. 5%の医療機関では「院内の規定はない」と回答している

「身元保証」がない患者の退・転院先は制約されていると思うか

95. 2%「とても思う・やや思う」と回答

自由回答

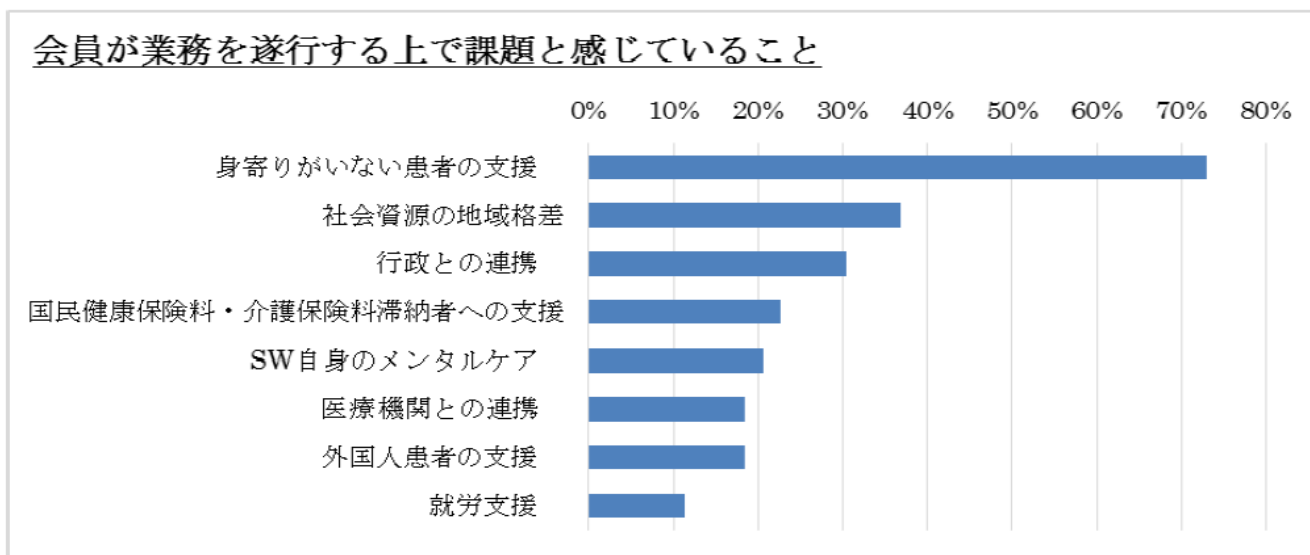
- 山間地域では身内や地域の助け合いが強い地域でも、身寄りのない方への対応が増えているように感じる。
- 医療同意の確認方法や金銭管理、医療費の支払い等について、院内の規定やマニュアルがなく、SWの判断に委ねられている。
- 当院では身元保証人のいない患者の受け入れをしていない状況ですが、現在倫理委員会でどこまで受け入れ拡大できるのか検討中
- 市内の病院で連絡会を設立し、行政を交えた話し合いを2ヶ月に1回実施して、市内統一のルールを検討、対応困難事例集積を行っている

医療ソーシャルワーカーはこの問題にどのようにかかわってきたか

会員が業務を遂行する上で課題と感じていること

回答者数 141

- 1位 身寄りがいない患者の支援 103 (73%)
- 2位 社会資源の地域格差 52 (36%)
- 3位 行政との連携 43 (30%)
- 4位 国民健康保険料・介護保険料滞納者への支援 32 (22%)
- 5位 SW自身のメンタルケア 29 (21%)
- 6位 医療機関との連携 26 (18%)
- 6位 外国人患者の支援 26 (18%)
- 8位 就労支援 16 (11%)



これからの取組

ID _____

氏名 _____ 様の

支援シート

役割項目	氏名・団体名・病院の担当部署など	患者との関係	連絡先 (電話番号)	備考
緊急の連絡先に関する事				
入院中に必要な物品の準備に関する事				
入院費等に関する事				
退院支援に関する事				
(死亡時の)遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関する事				

【支援シートの使用について】

- ・身寄りがないか、他者が担いきれない人に使用するシートです。
- ・ガイドライン8ページの「身元保証・身元引受等」に求められている役割について、関係者で分担を記載します。
- ・入院時にチェックするために使用するか、又は入院中に少しずつ記載をして退院時に転院先などに伝えるためのシートとしても使用することができます。
- ・連絡先を外郵便等へ提供する際には、医療機関のプライバシーポリシーに添って使用をお願いいたします。

42

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」42頁
「支援シート」の活用

必要とされる医療や介護が提供できるよう、入院や医療を受けるために求められる役割について、関係者で分担するためのシート

個別のケースだけでなく、共通して必要な事項については地域で協議しておくことが求められる

関連した取組

平成30年度診療報酬改定 I-3. 入退院支援の推進①

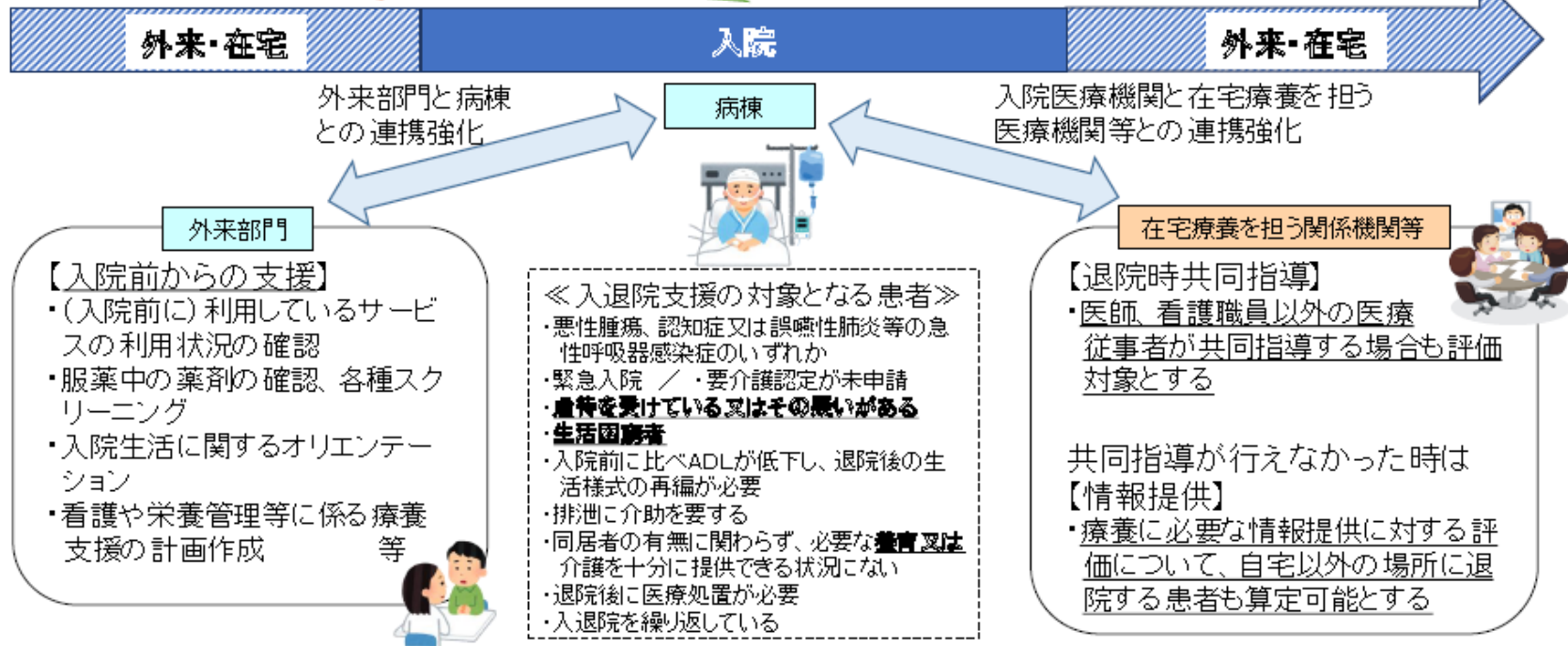
入退院支援の評価(イメージ)

- 病気になり入院しても、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、また、入院前から関係者との連携を推進するために、入院前からの支援の強化や退院時の地域の関係者との連携を推進するなど、切れ目のない支援となるよう評価を見直す

- 入院前からの支援に対する評価の新設

- 「退院支援加算」から「入退院支援加算」に名称を変更
- 地域連携診療計画加算の算定対象の拡大
- 支援の対象となる患者要件の追加

- 退院時共同指導料の見直し



関連した取組

人生の最終段階における意思決定支援研修会

1日目

10:00～10:30	研修の意義とアイスブレイク
10:30～12:00	アドバンス・ケア・プランニングの地域への展開について
13:00～14:30	人生の最終段階における「つなぐ」連携
14:45～16:15	意思決定に関する法的知識
16:30～18:00	チーム医療で行う人生の最終段階の支援

2日目

9:00～10:30	アドバンス・ケア・プランニング ～意思決定の支援～
10:45～12:15	人生の最終段階における臨床倫理と相談のありかた
13:00～14:30	人生の最終段階の支援 ～地域展開・連携～
14:40～17:00	人生の最終段階における支援の実際

2019年度は全国2会場で開催

これからの取組

医療機関における対応マニュアルの作成を推進

所属医療機関や地域においてガイドラインの啓発

先進的な取組の横展開

マニュアル作成過程における地域関係機関との協働を推進

「支援者の為の支援」に陥らない倫理を基礎としたプラットフォーム作り

身元保証のない方の入退院支援研修
→2019年度は全国2会場で開催

自治体単位や地域において身寄りがない人が必要な医療や介護を受けられる環境づくり